

太子町立文化会館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 24 日

太子町教育委員会教育長 糸 井 香 代 子

教育委員会規則第 6 号

太子町立文化会館管理運営規則の一部を改正する規則

太子町立文化会館管理運営規則（平成 13 年教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者が管理する場合の取扱い）

第 9 条 指定管理者に条例第 17 条第 2 項の規定による業務を行わせる場合にあっては、第 2 条から第 3 条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第 4 条から第 5 条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 5 条の 2（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「町長に提出」とあるのは「指定管理者に提出」と、第 7 条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と、別表 1 中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

別表 2 中

「

会議室	26	26	
-----	----	----	--

」を

「

会議室	40	40	
-----	----	----	--

」に、

「

和室	ひまわり （第一和室）	24	24	
	さざんか （第二和室）	24	24	
茶室		8	8	

」を

「

和室	40	40	
----	----	----	--

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の別表2の規定は、令和9年7月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の太子町立文化会館管理運営規則の規定は、この規則の施行の日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。